

# 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの安全対策

釧路市消防本部

制定：令和3年6月18日

## 第1 趣旨

東日本大震災では、給油取扱所等の危険物施設が被災したことや、交通手段が寸断されたこと等により、危険物施設以外の場所での一時的な危険物の貯蔵など平常とは異なる対応が必要となり、危険物の仮貯蔵・仮取扱いが数多く行われたことを踏まえ、事業所が被災する等により、平常時と同様の危険物の貯蔵・取扱いが困難な場合において、また施設の機能を維持するために非常用の設備の使用が必要となった場合において、仮貯蔵又は仮取扱いの承認等が円滑かつ適切に行われるよう、震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いに関する運用要綱（令和3年釧路市消防本部庁達第2号）に定めるもののほか、必要な安全対策について定めるものとする。

## 第2 安全対策

震災時等において、安全を確保した上で迅速に危険物の仮貯蔵・仮取扱いを承認するに当たっては、震災時における臨時的な危険物の貯蔵・取扱いの申請を行うことが想定される者に対して、震災時等の被害状況及び想定される臨時的な危険物の貯蔵・取扱い形態について検討させるとともに、当該臨時的な危険物の貯蔵・取扱い形態に応じて講ずべき安全対策を併せて検討させ具体的に計画をしておくよう求めることが必要である。

東日本大震災においても臨時的に行われた危険物の貯蔵・取扱いの形態のほとんどが第4類の危険物に係るものであったことを踏まえ、申請を行うことが想定される者に対して、次に示す安全対策等を指導すること。

### 1 共通対策

#### (1) 危険物の貯蔵・取扱い場所（可燃性蒸気対策）

危険物を貯蔵し取扱う場合は、可能な限り屋外で行うこと。

##### ア 屋外での貯蔵・取扱い

- ① 貯蔵・取扱いを行う場所の位置は、危険物の品名、数量及び危険物の貯蔵又は取扱い方法並びに周囲の状況から判断して、火災予防上安全と認められる場所にする。
- ② 湿潤でなく、排水及び風通しの良い場所で行うこと。

##### イ 屋内での貯蔵・取扱い

- ① 貯蔵・取扱いを行う場所の構造は、耐火構造又は不燃材料で造られた専用の建築物又は室（ボックスを含む。）とすること。
- ② 貯蔵・取扱いを行う建築物内に、危険物以外の物品がある場合には、当該物品がある場所との間を不燃材料で造られた隔壁で完全に区分すること。ただし、危険物の規制に関する政令第26条第1項第1号ただし書きで定める場合においては、当該規定を準用すること。
- ③ 類を異にする危険物は、同一の建築物内部においては類を異にするごとに不燃材料で造られた隔壁で完全に区分して仮貯蔵・仮取扱いを行うこと。

④ 電気設備を設けるときは、電気工作物に係る法令の規定によること。

～ 屋外において危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認ができない危険物 ～

- ① 第1類の危険物のうち、無機過酸化物又はこれを含むもの。
  - ② 第2類の危険物のうち、鉄粉、金属粉若しくはマグネシウム又はこれらのいずれかを含むもの。
  - ③ 第3類の危険物
  - ④ 第4類のうち、特殊引火物
  - ⑤ 第5類の危険物
- ※ ただし、コンテナ内に貯蔵する場合で安全が確認されているとき、又は危険物の性状に応じた遮光、防水等危険防止のための有効な措置が講じられているときは承認することができる。

(2) 保有空地の確保

ア 保有空地は、危険物の規制に関する政令第16条第1項第4号の規定の例により確保すること。

イ 危険物の貯蔵・取扱い形態から想定される流出危険性及び火災危険性が小さい場合は、当該危険性を踏まえた空地の幅にすることができる。

ウ 保有空地の周囲には、柵、ロープ等を立てて空地を確保すること。

(3) 標識等の設置

周囲の見やすい箇所に「危険物仮貯蔵場所」又は「危険物仮取扱い場所」である旨を表示した標識並びに仮貯蔵等の期間、危険物の類別・品名・数量、危険物の性質に応じた注意事項及び現場管理責任者、緊急時の連絡先を記載した掲示板を掲げること。

なお、標識は危険物の規制に関する規則第17条第1項の基準を、掲示板は危険物の規制に関する規則第18条第1項を準用すること。

(4) 流出防止対策

ア 流出した危険物が拡散しない形状の場所を選定すること。

イ 大量の危険物が流出する危険性がある場合は、吸着マットの用意や簡易の防油堤を設置する等、流出防止対策を講じること。

(5) 火気使用の制限

保有空地を含め、危険物の貯蔵・取扱い場所で火気の使用を禁止すること。

(6) 静電気対策

ア ガソリン等の第4類第1石油類を取り扱う場合は、危険物容器（ドラム本体、詰め替え容器）だけでなく、給油に使用するドラムポンプ等のアースも確保し、確実に静電気を逃がすこと。

イ 静電誘導による帯電を防止するため、危険物の貯蔵・取扱い場所には可能な限り金属類を置かず、どうしても必要な場合には当該金属類も確実にアース又はボンディングを確保すること。

ウ 絶縁性素材の用具は極力使用しないこと。（帯電しやすい素材を避けること）

エ 危険物を取り扱う作業者は静電安全靴の着用等、静電気対策を行うとともに、作業服を着脱した後には必ずアースされている金属等に触れて、危険物の取扱い時における人体の帯電量を小さくしておくこと。

オ 作業場所にビニールシート等を敷く場合には、導電性の確保に留意すること。

カ 給油・移替え等の場合、その流速を可能な限り小さく抑えること。

キ 第4類第1石油類以外の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合であっても、可能な限り静電気対策を行うこと。

(7) 消火設備

消火設備の技術上の基準は、危険物の規制に関する政令第20条を準用すること。

(8) 取扱場所の管理

危険物を取り扱う場所は明確に区分しておくとともに、作業に関係がない者の立ち入りを厳に禁ずること。

(9) 危険物取扱者の立会い等

ア 可能な限り危険物取扱者免状保有者自身が取扱うか立会うこと。

イ 危険物の貯蔵・取扱いの全体管理業務は、危険物取扱いに関する有資格者等専門知識を有する者が行うこと。

(10) 二次災害の発生防止

余震の発生、避難勧告発令時等における対応について予め定めておくこと。

(11) 安全対策を講じる上で必要な資機材等の準備

(1) から(10) で示した安全対策を講じる上で必要となる資機材等を、当該場所以外の場所から調達する必要がある場合は、調達先・調達手順等について予め定めておくこと。

## 2 危険物の取扱い形態に着目した特有の対策

1 に示した危険物の仮貯蔵・仮取扱いに際しての共通対策に加え、危険物の取扱い形態に着目した特有の対策は次のとおりとする。

(1) ドラム缶等による燃料の貯蔵及び取扱い

ア 屋内においてドラム缶等による燃料の貯蔵を行う場合は、当該場所の通気・換気を確保すること。

イ ドラム缶内の危険物を、夏場の気温の上昇や直射日光等により温度上昇するおそれがある場所で貯蔵し、又は取り扱わないこと。

特にガソリン等の第4類第1石油類を貯蔵したドラム缶では、温度上昇及び圧力上昇により火災、流出事故の危険性が非常に高まるため厳に慎むこと。

ウ ドラム缶等からの給油、小分けについては、可能な限り可燃性蒸気の滞留しない屋外で行うこと。屋内で行う場合には、壁2面が開放された場所など通風・換気の確保された場所で行うこと。

エ ガソリン等の第4類第1石油類の給油、小分けをする場合には、ドラム缶等の蓋を開ける前に周囲の安全や火気使用制限の確認を徹底すること。

オ 燃料小分け等の危険物の取扱いを行う場所は、ドラム缶等の貯蔵場所から離れた場所で行うこと。また、取扱い場所での危険物の量を可能な限り少なくすること。

カ ドラム缶等から自動車にガソリンを給油する場合には、過剰給油にならないよう細心の注意を払うとともに、静電気対策を含めた出火対策を講じること。

(2) 危険物を収納する設備等からの危険物の抜き取り

変圧器等の危険物を収納する設備について、点検、修理するために危険物を抜き取る場合は大量の危険物が流出するおそれがあることから次の事項に留意すること。

ア 仮設防油堤の設置、漏えい防止シートの敷設等の流出防止対策を講じること。

イ 配管の結合部からの流出防止対策として必要に応じてオイルパン等を設置すること。

(3) 移動タンク貯蔵所等からの給油、注油等

移動タンク貯蔵所から直接給油又は容器への詰め替え（危険物の規制に関する政令第27条第6項第4号イ及びロで認められている取扱いを除く）を行う場合には、原則、ガソリン以外の危険物とすること。また、周囲の安全確保及び流出対策として次の事項に留意すること。

ア 危険物を取り扱う場所を明確に定め、空地の確保や標識の設置等を行うとともに、給油や詰め替えに関係のない者の立ち入りを厳に禁ずること。

イ 危険物流出時の応急資機材（吸着マット等）を準備しておくこと。

ウ 移動タンク貯蔵所から移動タンク貯蔵所への注入を行う場合は、注入口と注入ホースを緊結すること。ただし、注入される側のタンク容量が1,000リットル未満で、引火点が40度以上の危険物に限り、注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル（手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたものを除く。）により注入を行うことができる。

エ ホース等に残った危険物の処理は適切に行うこと。

オ 移動タンク貯蔵所から直接給油する場合には、ふきこぼしが発生しないよう細心の注意を払って給油すること。

カ 船舶から移動タンク貯蔵所や陸上の施設等に燃料を供給する場合もこれに準ずるが、船を確実に係留するとともに津波警報発令時の対応についても予め決めておくこと。

(4) 移動タンク貯蔵所等からの給油、注油等（ガソリンを取扱う場合）

ガソリンは引火点が非常に低く、静電気等の火花でも容易に着火する危険性があることや可燃性蒸気が空気より重く広範囲に拡大して滞留するおそれがあることなど、二次災害の発生防止が極めて重要であることから次に掲げる危険性について十分な安全対策を実施し、適切な対応をとること。

ア 給油時の漏れ、あふれ等による流出事故の発生危険性

イ 流出事故が発生した場合の火災発生危険性

ウ 火災が発生した場合の人的被害発生危険性

エ 火災が発生した場合の周囲への延焼拡大危険性

(5) 移動タンク貯蔵所に接続された可搬式給油設備による給油・注油等

移動タンク貯蔵所の注入ホースに緊結された可搬式給油設備により自動車への給油又は容器への注油を行う場合は、次の事項に留意すること。

ア 危険物を取り扱う場所は屋外とする。また、給油場所の位置は、危険物の規制に関する政令第9条第1項第1号の規定の例により、周囲の建築物等から距離を保つものとする。

- イ 給油場所の周囲に6mの幅の保有空地を確保する。保有空地の周囲には、柵、ロープ等を立てて空地の状態を確保すること。
- ウ 見やすい箇所において、危険物の仮取扱いを行う場所である旨を表示した標識及び防火に関し必要な事項（品名・数量・倍数、「火気厳禁」及び「給油中エンジン停止」の注意事項）を掲示した掲示板を設け、関係者に注意喚起を行うこと。
- エ 給油場所は、コンクリート又はアスファルトで舗装された平坦な地盤面に設けるものとする。
- オ 給油設備及び移動タンク貯蔵所の設置場所を包含するように漏洩防止シートを敷くとともに簡易の防油堤を周囲に設置し、応急機材として吸着マット等を用意すること。
- カ 給油設備及び移動タンク貯蔵所のアースを確保する。この場合において接地導線については保有空地外に設置すること。
- キ 給油設備の電源は、保有空地外の発電機または常用電源を用いること。
- ク 給油設備は、危険物の規制に関する規則第25条の2（固定給油設備等の構造）の規定に準ずる構造のものとする。
- ケ 給油設備及びその架台は、地震動、風圧等に対して十分な安全性を有するものとする。また、架台には車両の衝突を防止するためのポール等を設ける。
- コ 第5種消火設備（10型粉末消火器）を3本以上設置すること。
- サ 作業に関係のない者の出入りを適切に管理し、特に給油場所への不特定の者の立入りを厳に禁ずる。
- シ 移動タンク貯蔵所1台につき、貯蔵する危険物はガソリン、灯油又は軽油のいずれか一油種とする。また、危険物の取扱い作業後において、移動タンク貯蔵所の注入ホース及び給油設備内の危険物を携行缶等に排出する際の吸気に供するため、移動タンクのタンク室の1つは空室にしておくこと。
- ス 危険物の取扱い作業の前後に点検を行い、その結果を記録し、保管する。なお、危険物の取扱い作業前の点検の際には、前記シに掲げる移動貯蔵タンクにおける危険物積載状況についても確認を行う。
- セ 給油業務を行う時間帯は、危険物の取扱い作業の有無を問わず、作業員が常駐し監視を行う。
- ソ 夜間等、給油業務が終了した後は、移動タンク貯蔵所を常置場所等に移動させる。

※ 別添「震災時等における被災地でのガソリン等の運搬、貯蔵及び取扱い上の留意事項」